

当社は、平成 19 年 3 月 7 日開催の取締役会において、内部統制に関する基本方針について、以下のとおり決定しましたので、お知らせ致します。

共同コンピュータホールディングス株式会社 内部統制基本方針

当社は、事業会社を統括する持株会社として、子会社が安定的かつ持続的な経営基盤を構築することを指導・支援し、当社および子会社の業務の適正を確保するために、次のとおり内部統制体制を整備し、運用します。

また、当社グループの内部統制システムの統括機関として、当社取締役会の下に、内部統制委員会を設置し、具体的なシステムの企画・構築・整備を行います。

1. 統制環境：当社グループは、「企業とは株主、顧客、地域社会ならびに社員に対して責任があり、法令遵守、企業倫理の徹底がかかる社会的責任を果たすための最低要件である。」ことを行動指針とし、取締役および社員が法令、規則・基準、社内規程等の遵守を促進、実践し、監査役および監査室がこれを監査します。
2. リスクの評価と対応：財務報告に関するすべての業務は、子会社を含め、同一業務、同一フローとし、業務マニュアルをさらに整備します。また、各業務におけるリスクを洗い出し、迅速適正なリスクへの対応を可能にします。
3. 統制活動：「組織規程」および「業務分掌規程」並びに「職務権限統制規程」により、業務担当者の権限および職責を明確にし、各担当者が権限および職責の範囲において適切に業務を遂行します。
4. 情報と伝達：経営者の方針、不正または誤謬等の発生に関する情報等、内部統制に関する重要な情報は、取締役会、経営会議、部課長会議および KC グループ社長会を通じて組織内の関係者に適時かつ適切に伝達します。また、「現場重視」を強化し、社員の声が経営者に届くよう、上長は常に社員とのコミュニケーションを図ります。
IR に関しては、ホームページを刷新し、株主への適正な情報提供に努めます。
さらに、組織外部の者から内部統制に関する情報が提供された場合は、取締役会、経営会議、部課長会議および KC グループ社長会においてその対応を審議し、実行します。
5. モニタリング：すべての業務において、執行する者とは別に監視する者が存在する体制とします。また、取締役会は各取締役の職務の執行を監督し、監査役会は取締役会等の職務の執行を監査します。さらに、内部監査部門である監査室は、CEO の指示に従い監査を実施することにより、経営者の独立的評価を支援し、かつ財務報告に係る重要な事項に関しては、監査人に監査結果を提供します。
6. IT（情報技術）への対応：当社の誇るプロジェクト、派遣者毎の個別原価管理システムのほか、財務報告に係る業務は可能な限り IT を利用し、グループ全体が統一された様式で報告書を作成提出します。リスク評価も IT を利用し組織内部におけるリスク情報を共有します。また、各業務のプロセスに検証プログラムを組み込むことにより問題の早期発見を促します。情報伝達にも IT をさらに安全かつ有効に活用します。モニタリングおよび事後検証は、IT と手作業を併用し、財務報告の適正さをより確実なものにします。

以上